

## 堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

堺市建築基準法施行細則（昭和44年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の6第1項ただし書中「第138条第3項第1号」を「第138条第4項第1号」に改める。

第8条第1項第3号中「第138条第3項第1号」を「第138条第4項第1号」に改め、同項第4号中「がけ」を「崖」に改め、同項第5号エ(イ)中「イに」を「(イ)に」に改める。

第9条の6第1項第3号中「がけ」を「崖」に改める。

第14条第7項中「定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））」を「定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））」に、「定期検査報告概要書（建築設備（昇降機を除く。））」を「定期検査報告概要書（建築設備（昇降機を除く。））」に改める。

第18条第2項中「以下同じ。）、「法」を「）、法」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。